

最近の裁判例から (16)－迷惑行為－

マンションの集合郵便受にチラシを投函した行為が、不法行為を構成するとした慰謝料支払い請求が棄却された事例

(東京地判 令 2・2・27 ウエストロー・ジャパン) 笹谷 直生

マンション1階の集合郵便受に、チラシ1枚が投函されたことについて、1階部分への立入禁止の表示及びチラシ投函拒否の表示に反する行為であって、不法行為を構成するとして、慰謝料10万円等の支払い求めた事案において、その訴えを棄却した事例（東京地裁令和2年2月27日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

X（第一審原告・個人）の居住するaマンション（本件マンション）は、3階建てのマンションであり、敷地部分と前面通路との間に塀等による仕切りはない。本件マンションは、玄関部分と階段部分からなる棟と住居として使用される住居棟に分かれており、玄関階段棟の入り口には、ガラス製の透明な扉が設置され、「関係者以外立入禁止」との札が貼付されている。玄関部分には、各居住者が使用する集合郵便受が設置されており、Xの郵便受には、「チラシお断り!」「チラシを入れた企業の製品等は絶対に購入しません!チラシを入れた政党・候補者には絶対に投票しません!」「チラシ投入、即、不法侵入で刑事告発!&精神的被害に対する賠償請求!」「チラシ投入業者との裁判結果 謝罪及び解決金10,000円受領で和解」とのステッカーが貼付されている。

Y（第一審被告・政治団体）は、平成30年11月27日頃、本件マンションの集合郵便受に、b市議会議員cの活動等を紹介する内容のY

作成のチラシ（本件チラシ）を投函した。

Xは、Yのかかる行為が、不法行為にあたり損害を被ったとし、第一審での敗訴を受け、本件を提訴した。

(Xの主張)

本件マンションのエントランスがある玄関階段棟と外部の空間には障壁となるガラス扉が設けられている一方、住居棟と玄関階段棟との間には何ら障壁はなく、これらは一体不可分である。ガラス扉には「関係者以外立入禁止」の表示がなされており、関係者以外の者がガラス扉を超えて建物内に侵入することは、刑法130条前段の罪に当たる。ガラス扉は通常施錠されていないが、居住者及び関係者の利便のためであり、関係者以外の立入りを容認しているわけではない。政治的主張を記したチラシ等の投函のために立ち入ることは不法侵入に該当する。

Xは、不法侵入を伴うチラシ投函行為に対し、極めて強い不快感等を覚えており、たとえ1枚のチラシといえども許容できない精神状態にある。そのため、Xの郵便受にはチラシ投函拒否の意思表示をしている。Yは、Xの意思に反する投函行為を行ったものであり、その加害の意図は明白である。

(Yの主張)

本件チラシを投函したYは、施錠されていないガラス扉を開けて平穩にエントランスホールに入ったのであり、物理的障壁を突破し

たわけではない。本件チラシの内容も、b市議会議員であるcの市議会議員としてのこれまでの活動や政策課題についての意見などをb市民に説明し、真摯に訴える内容が記載されたものであり、目的自体正当である。上記のとおり、エントランスホールに立ち入った程度であって、最高裁の判例で建造物侵入罪の成立を認めた事案とは異なる。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

本件チラシをXの郵便受に投函した行為は、明示的に示された本件マンションの管理組合の意向及びXの意思に反する行為であるが、そのような意向ないし意思に反する行為であるからといって、直ちに違法であるということとはできず、当該行為が違法になるか否かについては、その行為の態様が、社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否かによって判断すべきである。

これを本件についてみるに、本件マンションの敷地部分と前面通路との間に塀等による仕切りはなく、本件マンションの玄関階段棟の入り口のガラス扉も施錠されてはいない。本件マンションの玄関部分に設置してある集合郵便受に投函するためには、玄関部分に立ち入ることは必要であるが、本件マンションが玄関階段棟と住居棟に分かれていることからすれば、現実に住民が居住する住居棟内に立ち入る必要はない。配布された本件チラシは、一見して市議会議員の活動報告等の文書であることが分かるものであって、紙1枚にすぎず、詳細を確認せずに廃棄することも容易な文書である。以上のとおり、本件チラシの投函行為は、物理的な強制力を用いたものではなく、立ち入った程度も住民が居住する

区域ではなく玄関部分のみであって、配布された本件チラシの内容・分量も上記の程度であることに鑑みると、一般的に受ける不利益の程度も、社会的に受忍し得る限度を超えるものではないと認定するのが相当である。Xは、本件チラシの投函行為が、建造物侵入罪を構成すると主張するが、建造物侵入罪の成立を認めた最高裁の判例の事案とは、建造物への立入りの態様が異なる。Xの主張は採用することができない。

したがって、本件チラシの投函行為は、不法行為を構成しない。

3 まとめ

郵便受けへのチラシ投函は、日常見受けられる行為であるが、不必要な情報であることが多く、一種の迷惑行為とも言えなくもない。

「チラシお断り」とされた郵便受けへのチラシ投函に関する裁判例について、不法行為の成立が否定された事例としては、本件裁判例（一回一枚の投函、社会的な受忍限度を超えていない）のほか、東京地判 平27・12・2 ウエストロー・ジャパン（チラシ投函により、慰謝料を発生させるほどの住居の平穩が害されたとは認められない）が、一方、不法行為の成立が認められた事例としては、東京地判 平22・3・17 ウエストロー・ジャパン（チラシ投函に関して訴訟となり投函はしないとして和解したが、再度投函をしたことについて、10万円の慰謝料が認容）が見られる。

不動産業者においても、チラシ投函は有力な営業ツールであると思われるが、「チラシお断り」と拒否が示されている郵便受けへの投函は、トラブルとなり得るものであり、慎むべきであろう。

（調査研究部調査役）